

●香川県監査委員公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年9月3日

香川県監査委員 三谷和夫
同 大西均
同 高田良徳
同 新田耕造

- 1 監査対象部局 交流推進部
- 2 監査対象年度 平成30年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	ア 自主検査について 平成30年度にわがかがわ観光推進協議会に対して行った監査において、同協議会が平成29年度予算で計上していた委託料を平成30年6月に支払ったことについて改善を求めているにもかかわらず、県に事務局を置く任意団体の事務に関する自主検査では適正としていた。（観光振興課）	ア 自主検査について 指導を踏まえ、今後は、自主検査を適正に実施する。